

官民競争入札等監理委員会

第 64 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会

第 64 回官民競争入札等監理委員会 議事次第

日 時：平成 22 年 9 月 22 日（水）15:00～16:02
場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）について

- (1) 外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務
- (2) 地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務
- (3) 中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務
- (4) 見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）の管理・運営業務
- (5) （独）国立病院機構の物品調達業務登記関連業務に係る措置に関する計画の改定（案）について

2. 実績評価（案）について

- (1) （独）工業所有権情報・研修館民間事業者向け研修運営業務

3. キャリア交流プラザ事業の一部廃止について

<出席者>

（委員）

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、小林委員、前原委員、吉野委員、渡邊委員

（事務局）

松山政策統括官、館事務局長、和田参事官、山西参事官、後藤参事官、栗田参事官、廣瀬企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 64 回になりますけれども「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

最初に、事務局で人事異動がございました。新たに 8 月 10 日付で田中参事官、9 月 1 日付で後藤参事官が着任されておりますので、ごあいさつをお願いしたいと思いますが、田中参事官は用務のためおられないということなので、後藤参事官をお願いします。

○後藤参事官 9 月に着任いたしました後藤でございます。国土交通省出身でございます。施設・研修等を担当させていただくことになっております。

また、8 月に着任しました田中参事官につきましては、今、委員長から御案内がありましたけれども、本日所用のため欠席しております。申し訳ございません。

2 人の参事官でございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○落合委員長 こちらこそよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議に入りたいと思います。議題につきましては、お手元にある議事次第のとおりであります。

そこで最初に、実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。5 件実施要項（案）があるわけですが、この 5 件につきまして、本委員会では議を行うことにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 異論がありませんので、審議していただくことにしたいと思います。

それでは、これまでこの実施要項（案）につきまして審議をしておりました入札監理小委員会の方で、それぞれ御報告をいただくということで、まず、渡邊副主査から、外国人在留総合インフォメーションセンター、地方入国管理局等の入国・在留手続、中央合同庁舎第 3 号館施設の 3 件につきまして、御報告をお願いいたします。

○渡邊委員 それでは、私の方から御報告を申し上げます。

今、委員長から御紹介がありましたように、議事は 3 点ございますが、そのうち外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務と地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務につきましては、共通する部分が多うございますので、併せて御報告させていただきたいと思います。

まず、法務省の外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務については、皆様のお手元の資料 1-1 をご覧いただきたいと思います。

これらの業務につきましては、公共サービス改革基本方針（別表）におきまして、平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月までの契約期間 3 年間として、民間競争入札を実施することとされております。これに基づきまして、当該民間競争入札の実施要項（案）を小委員会で審議いたしました。その結果は、これから御報告するとおりでございます。

大きな論点としまして、まず、落札者決定の評価基準、情報の開示、最後に民間事業者と国との連携・協力について、大きな課題があるのではないかとということで議論させていただきました。

最初の落札者決定の評価基準につきまして、論点をより具体的に申し上げますと、必須項目中の「語学能力を有する相談員」、加点項目中の「相談対応業務についての実務経験を有する者」等につきまして、より明確な記載とするか、または入札説明会等において参考となる情報を提供すべき

ではないかということを経験いたしました。

これは詳細な基準等を明記することで、開示情報がより詳細になり、参入事業者の参考に資することになる半面、逆に限定的になり過ぎて参入障壁にならないかといった懸念もございますので、これらについては入札説明会において説明するとともに、事業者からの質問受付等を行うことによって、目的を達していくこととしたいということです。

2番目の情報の開示について申し上げますと、多様な民間事業者の参入を確保するため、十分な情報が開示されるのか、開示するべきではないかという観点で議論をさせていただきました。これらについては、まず経費、人員、言語別の対応を含めた取扱量等について、実施要項において開示を行うとともに、現実の相談員の配置状況等、より詳細な情報につきましては入札説明会において説明することで対応するという結論を得たということでございます。

3番目が、民間事業者と国との連携・協力について、新たに参入する民間事業者が業務を円滑かつ確実に実施するためには、業務の遂行に当たりまして、国との連携・協力が重要ではないかという観点から審議させていただきました。

これらにつきましては、マニュアルの整備や研修への協力といったものを行うとともに、業務開始後も、フロー図、マニュアル等を準備いたしまして、それに基づいて必要な連携を行っていくということで議論を終了させていただきました。

次に、皆様のお手元の資料でございますが、資料2-1に当たりますが、中央合同庁舎第3号館施設管理業務についての報告をさせていただきます。

国土交通省の中央合同庁舎第3号館施設管理業務につきましては、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年4月から平成26年3月までの契約期間3年間として民間競争入札を実施することとされております。これに基づいて、実施要項（案）を審議いたしましたので報告いたします。

これにつきましては、基本的に論点というものは、公共サービスの内容、確保されるべき公共サービスの質というものをどのように設定していくのかということを中心として審議させていただいております。

まず、第1の論点といたしまして、民間事業者の創意工夫の余地を残さない詳細な仕様を設定したり、過度な制限を設けたりしていないのかどうか、従来の実施方法に対する改善提案を求める部分が明確でないと、提案に係る民間事業者の負担やリスクが大きくなるのではないかという2点を議論させていただいております。

これにつきましては、従来の実施方法について、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる旨を明記するとともに、その際、民間事業者は、企画書提出期限前に質問することができるということを明記していただき、きちんとした対応をしていただくということになりました。

最後の論点ですが、達成すべき質及び確保すべき水準は、民間事業者が業務を実施する中で達成または確保することが可能なものとなっているかどうかというところで、これは意見募集の結果等も踏まえまして、誤解を生じない適切な表現へ変更するという御対応いただきました。

以上のとおりです。

○落合委員長 ありがとうございます。

続きまして、見本市・展示会情報総合ウェブサイト、国立病院機構の物品調達の2件につきまして、小林副主査から御報告をお願いいたします。

○小林委員 では、資料3-1に基づきまして、見本市・展示会情報総合ウェブサイト（J-messe）管理・運営業務の審議内容を御報告いたします。

本事業は、公共サービス改革基本方針におきまして、平成23年4月から平成26年3月までの3年間の契約期間として民間競争入札を実施することとされております。

議論した点は、2点でございます。

1点目は、確保すべきサービスの質についてでございます。

論点としては、サービスの質として設定した「アクセス件数」について、実績評価を行った際にも検討したところでありますけれども、もっと適切なパフォーマンスの測定基準にすべきではないかということで検討いたしまして、カウント方法を「Visit数」ではなくて、ウェブサイトやデータベースの利用度を測る指標として、より一般的に用いられている「ページビュー数」というものに変更して、その実績値としましては、平成21年度の実績値である105万8,468件を維持することとして設定したところであります。

2点目は、契約金額の支払いでございます。

論点としましては、平成21年度の評価結果、平成21年度の実施状況等を踏まえて、契約金額の支払いについて、必要な検討がなされているのかということを検討いたしました。

対応といたしましては、サービスの質の確保を図る観点から、サービスの質として設定した見本市等の新規登録件数、更新件数のそれぞれの実績に応じて、インセンティブだけではなく、新たにディスインセンティブの規定を設けることにしていただいたところであります。

続きまして、資料4-1をご覧いただきたいと思えます。

独立行政法人国立病院機構物品調達業務につきましては、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成23年4月から平成25年3月までの2年間の契約期間として、民間競争入札を実施することとされております。

これにつきましての論点は、次のとおりでございます。

1点目は、事業の詳細な内容について、非常に広範な物品調達を行いますので、事業の詳細内容がわかりやすい内容となるようになっていくかどうかということについて検討いたしました。

対応といたしましては、民間事業者からの意見募集の結果等を踏まえて、事業の内容及び契約の締結方法等について明確に記載するという対応にいたしました。

2点目は、落札者決定の評価方法であります。評価方法としては、落札者決定について、審査の際にプレゼンテーションの記載がございましたけれども、それらが総合的に評価されるかどうかということで、中立性、公正性を担保したものとなるように、必要な記載をすべきではないかということを検討いたしました。

対応といたしましては、落札者決定の審査において、民間事業者からのプレゼンテーションの取扱いを明確にいただき、外部有識者を含めた評価を実施することといたしました。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。

それでは、今、御報告いただいた5件につきまして、これを了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、了承ということにしたいと思います。

法的な根拠としては、公共サービス改革法第14条第5項の規定によって付議されたわけですが、これについて監理委員会として異存はないということにしたわけであります。

続きまして、2番目の議題であります実績評価(案)につきまして御審議をいただきたいと思えます。

実績評価(案)については、法人からの実施状況報告に基づきまして、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議をしていただくという経緯をたどって評価(案)に至るわけですが、入札監理小委員会での審議結果を踏まえまして、実績評価(案)について御審議をいただくということでもあります。

それでは、独立行政法人工業所有権情報・研修館民間事業者向け研修運営業務の実績評価(案)につきまして、内閣府から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、工業所有権情報・研修館民間向け研修運営業務の評価(案)について説明をさせていただきます。資料をご覧くださいと思います。

業務内容ですが、独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)が実施いたします「特許侵害警告模擬研修」「特許審査基準討論研修」「検索エキスパート研修[中級]」の運営に係る業務でございます。

契約期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの2年間となっております。

受託事業者は、社団法人発明協会です。

契約金額は、2年間税込で3,990万となっております。

実施に当たり確保されるべき達成目標は、1つ目が、受講者を対象とした満足度アンケートの結果です。

まず、事務局の対応について、80%以上の受講者から「非常によい対応であった」または「よい対応であった」との評価を得ることとなっております。

次に、研修環境でございます。東京以外の研修会場の場所及び設備につきまして、80%以上の受講者から「非常によかった」または「よかった」との評価を得ることとなっております。

2ページをご覧ください。

2つ目が、INPITが実施する講師へのヒアリングの結果でございます。

事務局の対応について「非常によい対応であった」または「よい対応であった」との評価を得ることとなっております。

次に、受託事業者決定の経緯でございます。

入札参加者は1者ございました。予定価格の範囲内であったことから、先ほどお話をしていた

だいた発明協会が落札者となっております。

次に、評価でございます。

研修終了時に受講者に対して行った満足度アンケートの結果について、2ページのところに事務局の対応と研修環境について一覧にさせていただいております。

3ページをご覧いただきたいと思います。

事務局の対応及び研修会場の場所につきましては、すべての研修で満足度が目標である80%を大きく上回る90%以上の水準となっております、目標を達成できたものと評価できます。

また、研修会場の設備につきましては、名古屋で行われたエキスパート研修において、会場が狭く、空調が不十分だったことが原因で、満足度が62%と目標を下回ってはいますが、特許侵害警告模擬研修、特許審査基準討論研修の2つの研修では、いずれも満足度が目標である80%を大きく上回っており、一定の評価ができます。

次に、講師に対してI N P I Tが行ったヒアリングの結果です。こちらも真ん中に一覧にさせていただいております。

すべての研修で満足度は100%であり、目標が達成できたものと評価できます。

次に、経費でございます。

落札金額が従来の実施経費、19年度からの2か年分でございますが、その125%に当たる3,990万となっております。これはI N P I Tによりますと、特許侵害警告模擬研修を1回増やしたことによる業務量の増加、そして定員数に基づいて経費を積算していることが要因とのことでございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。「3 評価のまとめ」でございます。

(1) 確保されるべき達成目標として設定された「受講者に対する研修終了時のアンケート調査」及び「I N P I Tが講師に対して実施するヒアリングの結果」におきましては、ほとんどの項目で90%以上の満足度を達成しており、十分評価できます。また、研修内容につきましても、いずれの研修におきましても、出席者の98%以上から「非常に有意義であった」または「有意義であった」との意見を得ており、サービスの質の維持・向上は達成されたものと評価できます。

(2) 契約に基づく支払額は、定員数に基づいて積算したものでありますが、実際の受講生の数は、研修全体の63%となっております。I N P I Tは、地域のニーズに応じた適正な定員数を設定するとともに、受講生の増減に対応できるよう固定費と変動費を分けて、必要な経費の支払いとなるように検討していく必要がございます。

(3) 本業務は、講師の候補者や研修の教材をI N P I Tが提供して、それに基づいて民間事業者が運営していく事業であります。一般の研修・会議を運営する民間事業者であれば、幅広く参入可能な事業であると考えられますが、一者入札となっております、これを是正する必要がございます。そのために新規参入を促すための方策を講じて、競争環境の確保について十分検討していく必要がございます。

(4) 受講生数を確保するためには、積極的な広報活動、そして、より参加しやすい日程設定や会場確保が必要となってきます。しかし、現在は、受講生数確保に当たりまして、I N P I Tと民

間事業者がどのように役割分担をしていくかということが不明確となっております。今後につきましては、I N P I Tが実施すべきことと、民間事業者が実施すべきことを明らかにした上で、受講生を確保するための方策を検討していく必要がございます。

(5) サービスの質の今後の設定に当たりましては、アンケートだけを目標達成を計測する手段とするのではなくて、他の研修事業の目標設定を参考に、適正な研修の実施等に関する定性的な目標設定などを行っていく必要がございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○落合委員長 ありがとうございます。ただいまの御報告について、何か御質問、御意見等がございますでしょうか。

それでは、ないようですので、これで了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異存がないということにいたしたいと思います。

続きまして、厚生労働省のキャリア交流プラザ事業の一部廃止につきまして、審議をお願いいたします。

本事業につきましては、入札監理小委員会において審議してきたわけですが、その結果につきまして、渡邊副主査から御報告をお願いいたします。

○渡邊委員 それでは、厚生労働省のキャリア交流プラザ事業について、厚生労働省より事業の一部を廃止する旨の報告がありましたので、その件について、私ども小委員会で審議した結果を報告いたします。

皆様のお手元の資料の中の資料6を併せてご覧いただきたいと思います。

本事業は、全国9地域において、平成22年7月から平成25年3月までを契約期間とする民間競争入札を実施することとして、本年3月から入札手続きを進めてきたところですが、7地域において入札参加資格を満たすものの応札がないという入札不調がございました。

当初、厚生労働省より、入札不調となった7地域につきましては、事業開始時期を7月から9月に変更した実施要項によって、再度公告入札を実施したい旨の申出がありまして、入札監理小委員会としては、実施要項の変更案を了承いたしました。

しかしながら、その後、行政事務事業の効率化、スリム化の内外の要請が一層増進してきたこと、及び厚生労働省内の事業仕分けの検討対象となったこと等の状況変化を受け、再度公告入札の手続きに進む前に、本事業の在り方について、厚生労働省において改めて慎重な検討を行うこととなったということの報告を受けました。

その検討過程で考えられた本事業の問題点は、以下の3点でございます。

まず第1点が、就職1件当たりのコストが相当程度に上ること。

第2が、特に施設の借り上げ経費の割合が高いこと。

第3が、仮に再度公告入札を実施しても落札者がいない可能性があることといった点でございます。

これらの問題点を踏まえまして、厚生労働省が検討を行い、財政事情が一層厳しさを増す中で、行政の事務事業の効率化・スリム化を早急に推進すべきものとの認識に立ったこと、入札不調とな

った7地域については、再度公告入札を実施せず、事業を廃止することを決定したと伺いました。

以上の厚生労働省の検討結果について、9月3日に開催した入札監理小委員会におきまして、厚生労働省から報告を受け、入札監理小委員会として、当該措置についてはやむを得ないものと判断いたしました。

なお、応札のあった2地域（埼玉、千葉）については、当初予定どおり、平成22年7月より、受託事業者によって事業が実施されております。

簡単ですが、以上のとおり御報告いたします。

○落合委員長 ありがとうございます。今の渡邊副主査からの御報告のとおり、本委員会として了承ということにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、異存がありませんので、了承ということにさせていただきます。

それでは、本日予定しておりました審議はこれで終了ということになります。

どうもありがとうございました。